

意見書案第 2 号

緊急避妊薬へのアクセス改善を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 2 6 日

提出者	海老名市議会議員	宇田川	希
同	同	志 野	誠 也
賛成者	同	藤 澤	菊 枝
同	同	松 本	正 幸
同	同	日 吉	弘 子
同	同	相 原	志 穂

緊急避妊薬へのアクセス改善を求める意見書

短期間で感染が広がった新型コロナウイルス感染症は、世界的な感染拡大が今も続いており、世界での死者数は260万人を超えるに至っています。そのような中、新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出自粛の影響は、女性や子どもへの虐待の急増等の社会的弱者に対する暴力という形で表れてきています。日本でも同様の問題が見られ、若年層における意図しない妊娠や性暴力に関する相談の増加に対して厚生労働省が調査に乗り出すなど社会問題化してきています。

しかしながら、現在、性暴力・性虐待被害者においては、避妊せずに行われた性交又は避妊手段が適切かつ十分でなかった性交によって望まない妊娠につながるおそれがあり、性被害者への更なる精神的・肉体的負担へとつながっています。望まない妊娠を避けるためには、性行為から72時間以内に内服することで高い確率で妊娠を避けることができる薬である緊急避妊薬（通称：アフターピル）に容易にアクセスすることが重要です。このことは、令和2年12月に閣議決定された男女共同参画基本計画において緊急避妊薬への言及がなされていることから、必要性について論を待たないものと考えます。また、意図しない妊娠を防ぐことは、児童虐待及び虐待死の減少に加えて女性の社会参加促進にもつながります。

そこで、緊急避妊薬へのアクセス改善は国の喫緊の課題であることから、以下の点を強く求めます。

- 1 緊急避妊薬が適切かつ安全に使用される環境づくりを確実に推進すること。
- 2 緊急避妊薬の対面診療及びオンライン診療の提供体制を整備、強化及び周知すること。
- 3 早期に、緊急避妊薬を薬局において薬剤師の責任のもと処方箋なく購入できるようにすること。
- 4 緊急避妊薬への更なるアクセスの改善に関して早急な審議・検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年3月26日

海老名市議会議長

倉 橋 正 美